

2021年 12月 20日

お客様各位

神原汽船株式会社 定期コンテナ船部

危険品貨物の取り扱いについて

拝啓 貴社、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、 厚くお礼申し上げます。

さて、先日ご案内致しました寧波・上海危険品貨物の CAS NO. の記載義務についてですが、大 連港も同様に MSDS 上に CAS NO. の記載が義務付けられることとなりました。CAS NO. の記載がな い危険品貨物を積載した本船は同港に接岸不可となります。よって弊社全サービスの全ての危険 品貨物について、BOOKING 頂く際には、事前に CAS NO. が記載された MSDS をご用意頂けますよう お願い申し上げます。

お客様には、大変ご迷惑をお掛け致しますが、何卒ご理解賜りたくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 適応開始 : 即時

2. 対象サービス : 全サービス

3. 対象危険品 : 全危険品

	ご用意頂く書類
寧波	内容物を100%記載、且つCAS NO.記載の 中文 MSDS
上海	Py合物を100/0記載、且 JOAS NO:記載の 十人 NISDS
天津	
大連	内容物を100%記載、且つCAS NO.記載のMSDS
青島	

※危険品と LCL 普通品混載は、禁止とさせて頂きます。

本件に関するお問い合わせは、下記までお願い致します。

本社定期コンテナ船部:084-987-1500 東京支店:03-3264-8805 阪神事務所:06-6443-1025

